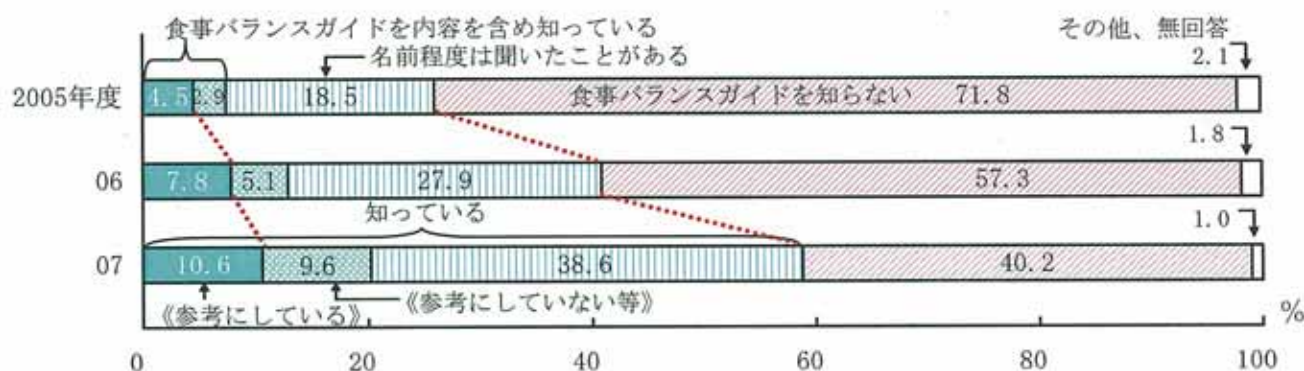


(食育、地産地消の推進状況)

- 子どもの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力等の低下要因として指摘されており、朝食の摂取は生活習慣の形成上重要。また、20～30代男性の欠食率が2～3割と高く、朝ごはんの重要性を啓発することが必要。
- 食生活をめぐる様々な問題に対処するため、食に関する知識や判断力を身に付ける食育が重要。食事バランスガイドを認知し、また、参考になっている者の割合も増加傾向。
- 地産地消は、地域で生産された農産物を地域で消費するだけでなく、生産者と消費者を結び付け「顔が見え、話ができる」関係づくりを行う取組。食料自給力・自給率の向上や地域農業の活性化につながるだけでなく、農産物の輸送に伴う二酸化炭素排出量の削減が期待。
- 学校給食法の改正により、学校給食での地域の産物の積極的利用を位置付けるとともに、学校給食を活用した食育を推進。学校給食での地元農産物の利用促進には、直売所等が流通コーディネーターの役割を果たすなど、地元農産物を安定的に供給する体制づくりが重要。

食事バランスガイドの認知度及び参考度



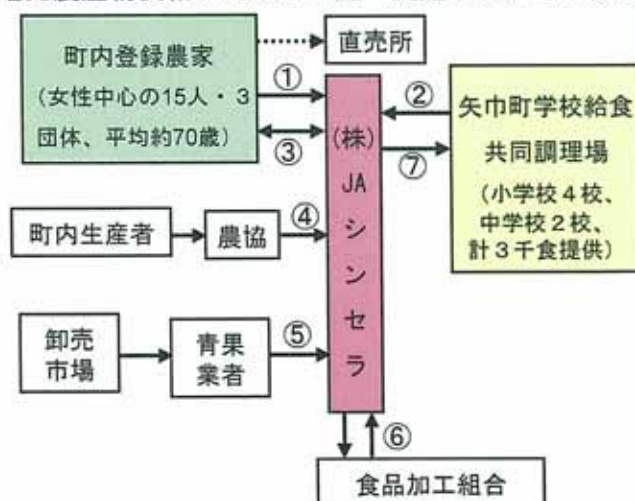
資料：(財)食生活情報サービスセンター「平成17年度食行動等実態調査」(2006年1月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成18年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2007年2月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成19年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2008年2月調査)を基に農林水産省で作成
注：東京圏・近畿圏及び地方圏に居住する満20歳以上70歳未満の男女、2005年度2,100人(回収率87.3%)、06年度2,500人(91.8%)、07年度2,500人(93.4%)を対象に実施

<事例：農協子会社がコーディネーターとなった地場農産物の学校給食への供給>

岩手県矢巾町では、2004年度から、学校給食で使用する地元農産物をはじめとするすべての食材を(株)JAシンセラが一括供給している。地元農産物の確保には、町内の登録農家から納入し、それだけで対応できない場合は、町内の生産者、仲卸業者から県産、国産の順に調達している。登録農家の生産量が多い場合は、直売所で販売を行うなどの取組も行っている。

これにより、地元農産物の利用率(重量ベース)は、2005年度の26%から2007年度には55%に上昇した。また、子どもの農業への関心が高まり、野菜の名前や作り方、旬のものがわかるようになった。さらに、学校給食に出荷することで、生産者の生産意欲の向上につながっている。

地元農産物供給のための生産・流通システムの概略

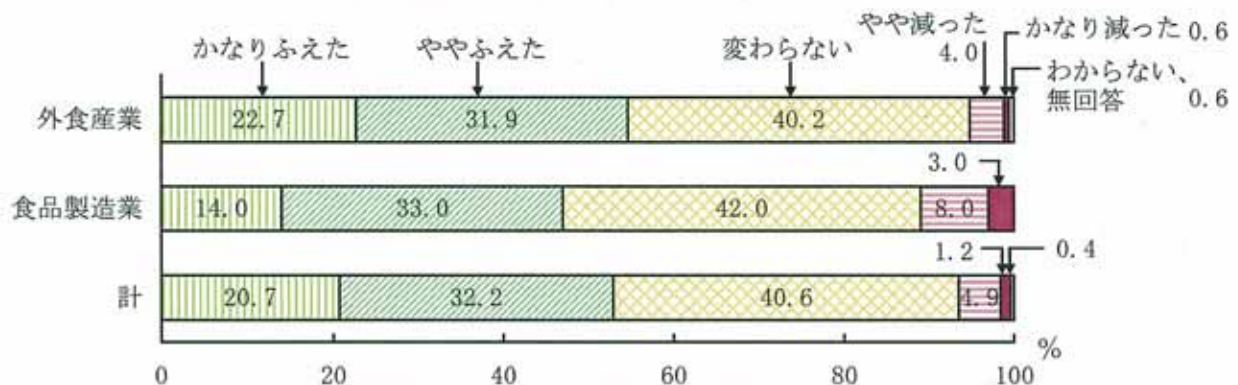


資料：農林水産省作成

（食料産業の取組）

- 食料産業の国内総生産は 49 兆円（2006 年度）と、全産業の 1 割を占めており、食料産業は我が国経済のなかで一大産業分野を形成。
- 食品産業における食品廃棄物等の発生量は、約 1,100 万 t（2006 年度）あるなか、食品リサイクル法で規定している肥料、飼料等への再生利用率は 48% まで上昇。
- 食品リサイクル法の改正（2007 年 12 月）を受け、小売業や外食産業での飼料化、肥料化の取組を一層推進。また、市町村の枠組みを超えた食品残さの回収が可能となったため、食品リサイクル・ループの構築を行う取組の一層の進展が期待。

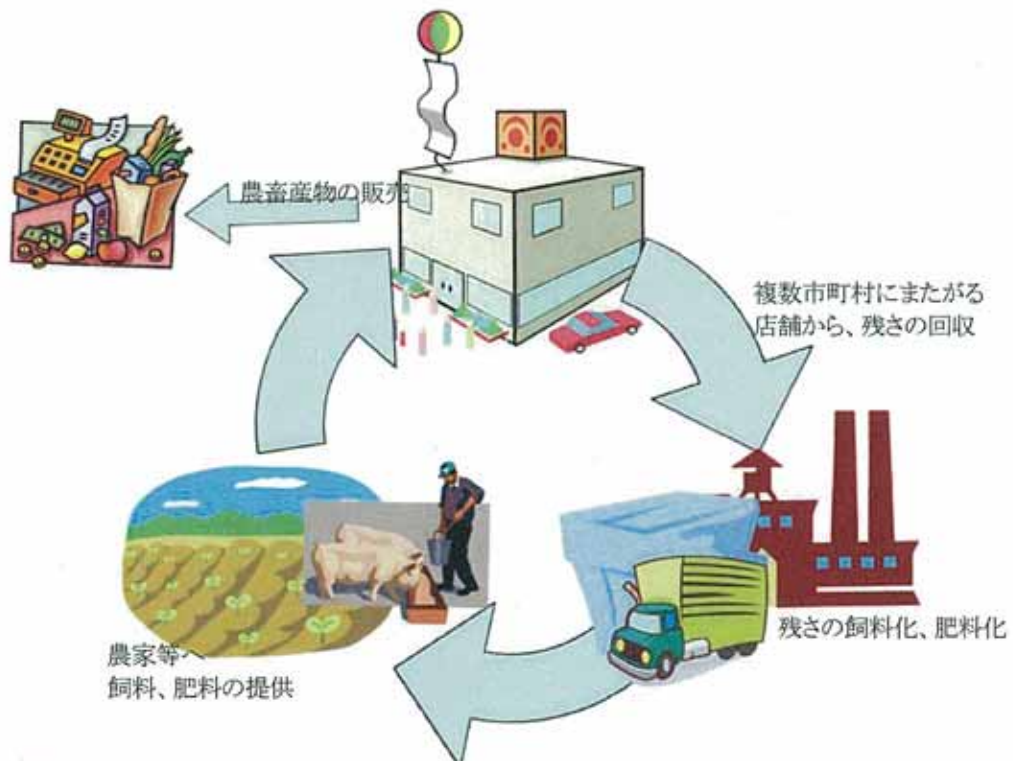
国産野菜の使用量の 1 年前と比べた変化



資料：農林水産省「加工・業務用野菜の取扱いに関する意識・意向調査」（2008 年 8 月公表）

注：農林水産情報交流ネットワーク事業の流通加工業者モニターのうち、2008 年 6 月下旬から 7 月上旬に野菜を原材料として使用している食品製造業（116 人）及び外食産業（387 人）を対象として実施。回答数は、食品製造業 104 人、外食産業 331 人、計 435 人

改正リサイクル法に対応した再生利用事業（リサイクル・ループ）の構築

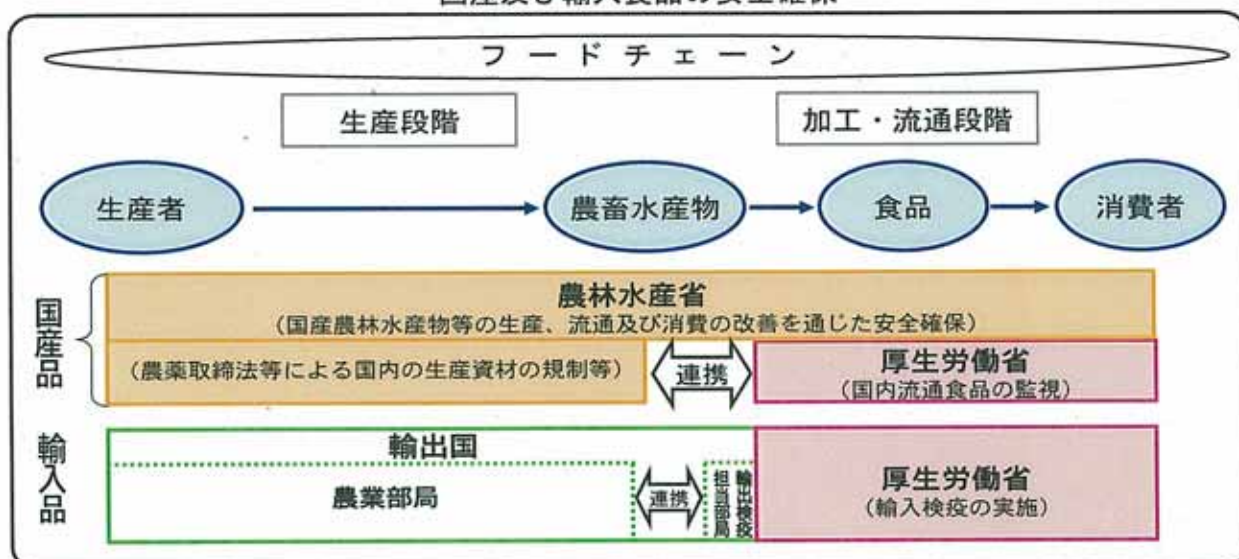


資料：農林水産省作成

(3) 食の安全と消費者の信頼の確保

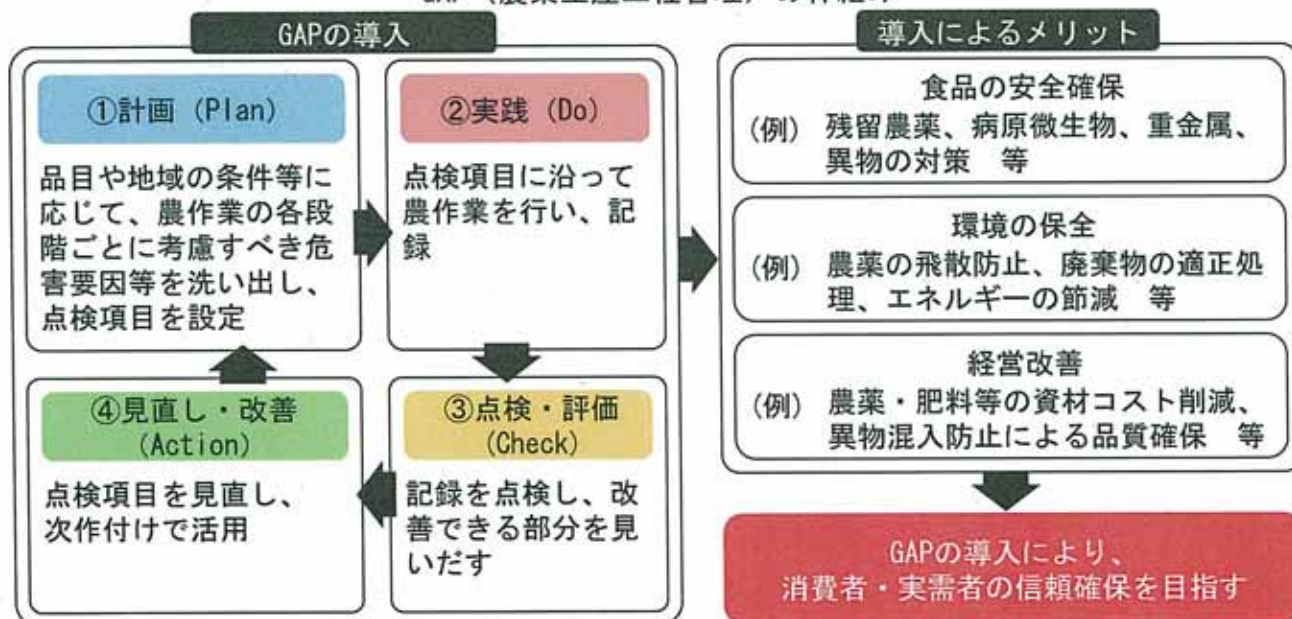
- 安全な食品を消費者に供給するためには、生産から食卓までを通じて安全の確保の徹底が必要であり、健康への悪影響を未然に防ぐためには、リスク管理が重要。
- 食品の安全確保に当たっては、生産工程の各工程を記録・点検することにより品質管理を行う工程管理手法を積極的に導入・推進する必要。食品産業においては、食品の安全確保のために、HACCP（^{ハザード}危害分析・重要管理点）手法の導入が重要。
- 一方、農業生産現場においては、2011年度までに野菜・果樹や米麦等の主要な産地（2千産地）においてGAP（農業生産工程管理手法）の導入を目指しており、これまでに1138産地（2008年7月末現在）で導入。

国産及び輸入食品の安全確保



資料：農林水産省作成

GAP（農業生産工程管理）の枠組み



資料：農林水産省作成

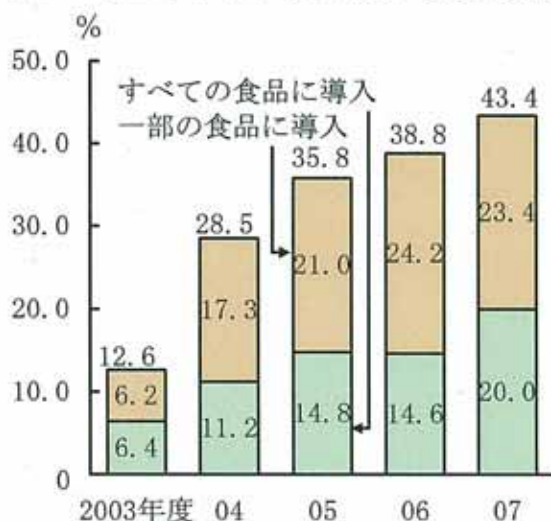
注：GAPとは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、(3)記録を点検・評価し、改善点を見だし、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理」の手法

○2007 年末以降発生した輸入食品による薬物中毒事案については、原因究明と再発防止が急務。

○このようななか、消費者の信頼を確保するための取組として、トレーサビリティの取組が進展。トレーサビリティの確立は、①問題のあった商品を特定した迅速な回収、②問題の発生箇所の速やかな特定、③安全な流通ルートの確保が可能となり、問題が発生した際に生産者、消費者等にとって効果を発揮。

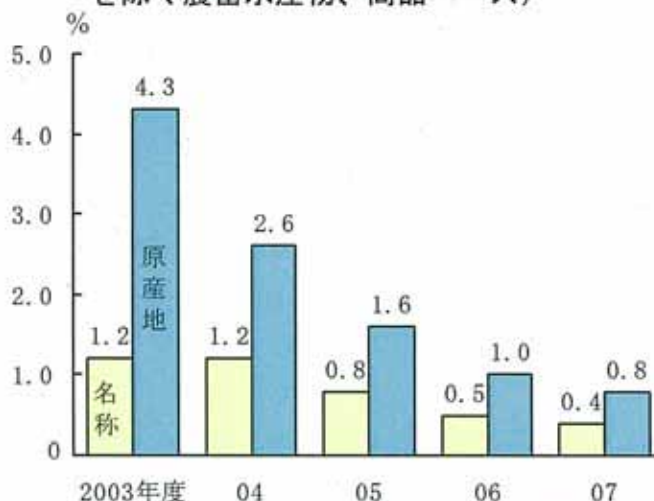
○また、食品業者による不適正表示も頻発。食品表示Gメンが警察等の関係機関と連携して厳しく取締りを行っており、小売段階の生鮮食品の表示は、原産地、名称とも不適正表示の割合は減少傾向。

トレーサビリティの導入状況（食品小売業）



資料：農林水産省「食品産業動向調査」

生鮮食品の不適正表示比率の推移（米穀を除く農畜水産物、商品ベース）



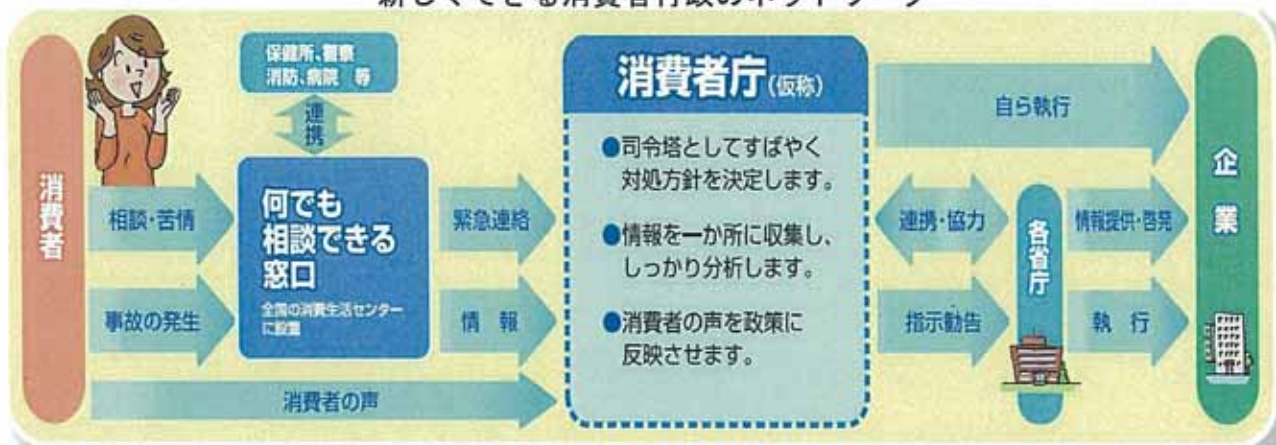
資料：農林水産省「生鮮食品の品質表示実施状況調査」
注：各年度とも小売店舗500万商品以上を対象として、名称及び原産地の表示状況を調査

○消費者の不安と不信を招いた様々な事件の発生を受けて、消費者の視点で施策全般を監視する「司令塔」として消費者庁（仮称）を設置するための法案を国会に提出。

○消費者庁は、商品・金融等の「取引」、製品・食品等の「安全」、「表示」等消費者に身近な分野で幅広く法律を所管し、自ら執行を行うとともに、各省庁の組織や専門的知見を活用して効率的に事務を実施。

○JAS 法の品質表示基準については、消費者庁が企画立案から執行まで行う一方、執行の一部（立入検査や報告徴収、改善指示）は、消費者庁と農林水産省が連携して実施。

新しくできる消費者行政のネットワーク



資料：内閣官房作成

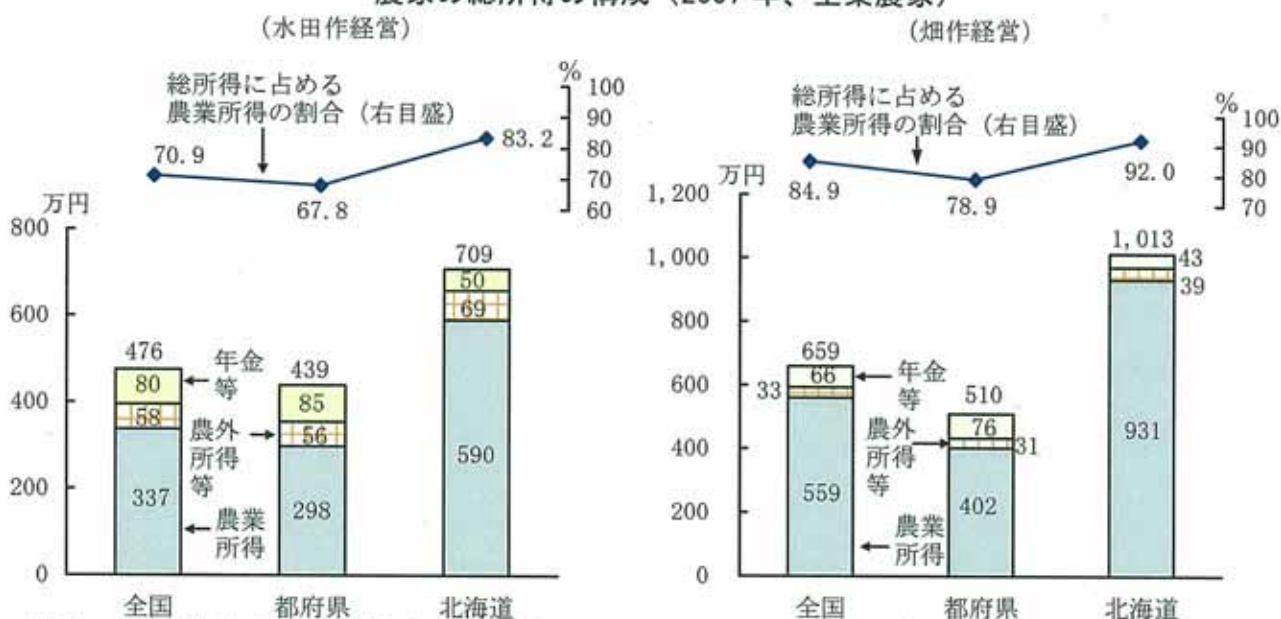
2 農業の体質強化と高付加価値化

(1) 農業経済の動向

○我が国の農業生産は、1985 年ごろを境に減少傾向。農業就業人口や、耕地面積、耕地利用率も縮小傾向。農業総生産額は、米の需要の減少などから、1985 年以降は減少傾向。

○主業農家の 1 戸当たり総所得（2007 年）は、農業生産資材価格の上昇により経営コストが増加したものの、水田作、畑作ともわずかに増加し、水田作は 476 万円、畑作は 659 万円。

農家の総所得の構成（2007 年、主業農家）



資料：農林水産省「農業経営統計調査（営農類型別経営統計（個別経営）」）

(2) 農業労働力の現状と見通し

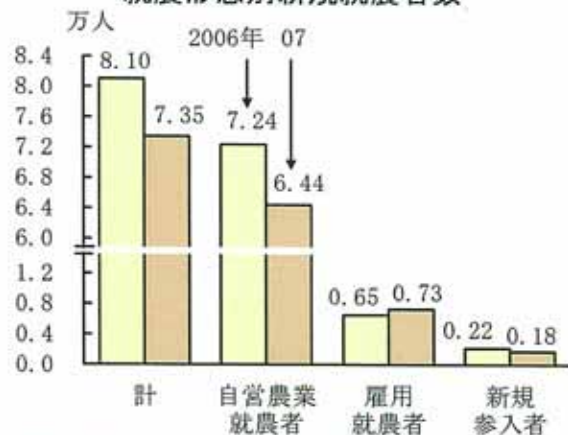
(新規就農等の動向)

○基幹的農業従事者（2007 年）は 202 万人で、10 年前（1997 年）より 44 万人（17.9%）減少。また、65 歳以上層の割合は 6 割を占め、20 年前（2 割）の 3 倍。

○新規就農者（2007 年）は前年より 9.3%（7,570 人）減少して 7 万 3,460 人。そのうち、60 歳以上が 5 割。また、雇用就農者は同 12.0%（780 人）増加し 7,290 人、うち、39 歳以下が過半。

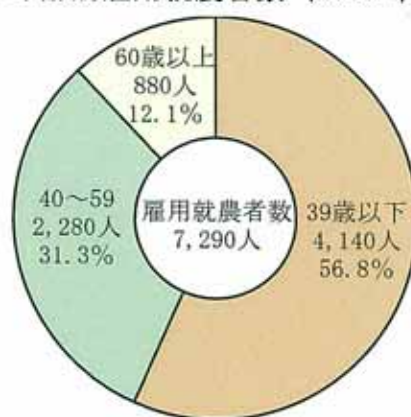
○就農に関する相談活動や実践的な研修等により多様な就農ルートによる新規就農を促進。

就農形態別新規就農者数



資料：農林水産省「新規就農者調査」

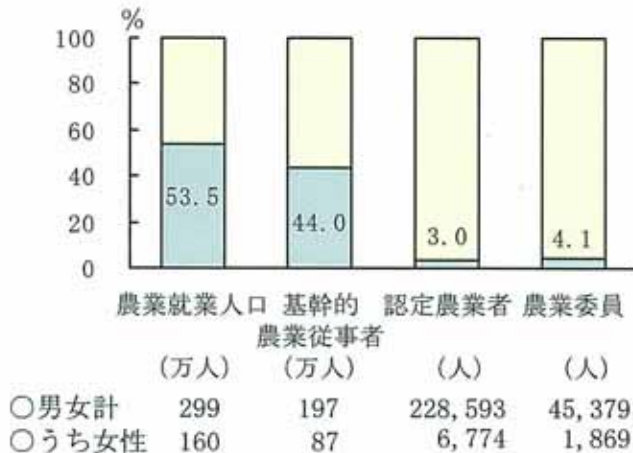
年齢別雇用就農者数（2007 年）



(女性農業者の参画推進に向けた取組)

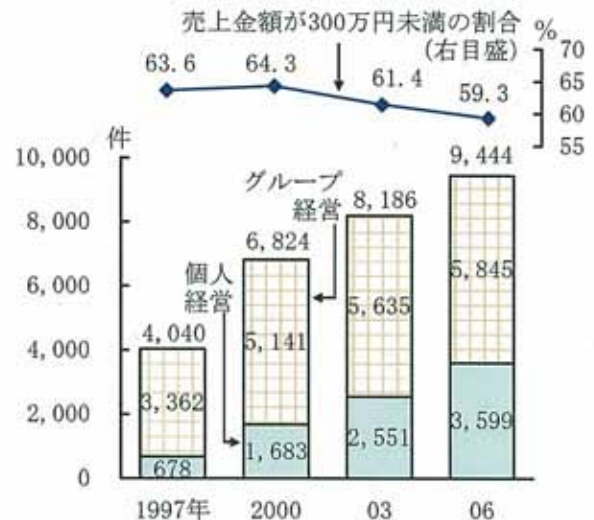
- 女性農業者は農業就業人口や基幹的農業従事者の半数を占めるなど、重要な役割。一方、認定農業者や農業委員等に占める女性の割合は依然低い水準。
- 農村女性の起業活動は増加しているが、売上金額は300万円未満が6割。7割が食品加工、4割が朝市等の販売・流通に取り組み、その多くが地域の農産物を利用。
- 女性の役割を適正に評価し、女性の参画促進や起業活動をしやすい環境を整える必要。

認定農業者等に占める女性農業者の割合



資料：農林水産省「農業構造動態調査」、農林水産省調べ
 注：1) 認定農業者は2007年、農業委員は2005年の数値、それ以外は2008年速報値
 2) 女性の認定農業者数は、女性の単独申請数(5,326)と夫婦による共同申請数(1,448)の計

農村女性の起業活動数等の推移

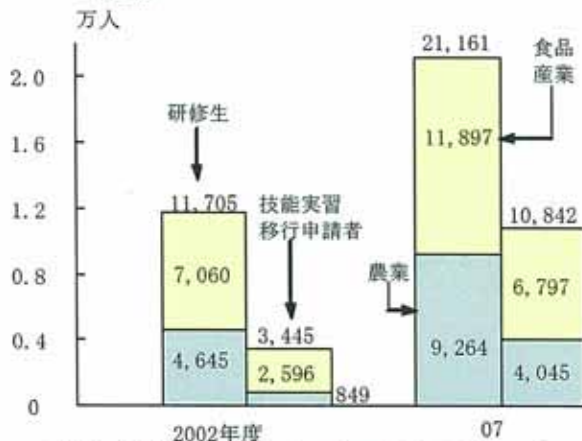


資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

(外国人研修生等の動向)

- 研修・技能実習制度において、農業・食品産業分野の外国人研修生は2.1万人、技能実習移行申請者が1.1万人(2007年度)で、ともに増加傾向。
- 一方、受入機関の不正行為認定件数も増加し、2007年は499機関で前年(229機関)の約2倍。管理体制の充実、運用の改善、制度の見直しへの検討等に取り組むことが重要。

外国人研修生及び技能実習移行申請者の推移



資料：農林水産省、(財)国際研修協力機構調べ
 注：研修生には、実務研修を行わない者を含む。

研修・技能実習に関する類型別不正行為認定件数(2007年)

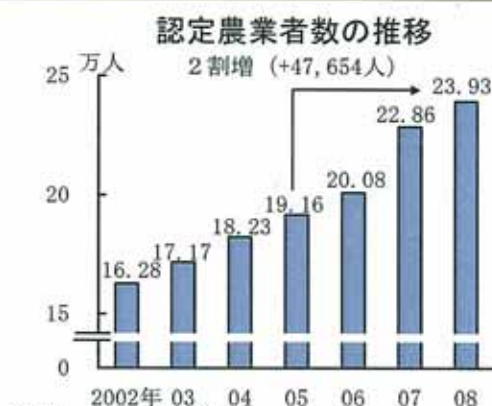
- ①申請とは異なる機関での研修生等の受入れ(115機関)
- ②研修生の「所定時間外作業」(98機関)
・研修生に対し、禁止されている時間や休日に作業を行わせた場合
- ③研修・技能実習計画との齟齬(36機関)
- ④虚偽の申請書類・監査報告書等の提出(22機関)
- ⑤労働関係法規違反(178機関)
・最低賃金法、労働基準法等の違反

資料：法務省調べ

(3) 担い手の育成・確保と農地の有効利用の促進

(担い手の育成・確保の取組)

- 認定農業者の数は、農業就業人口が減少するなかで着実に増加。特に 2007 年産からの水田・畑作経営所得安定対策の導入もあって近年大きく増加しており、2008 年 3 月末で 23 万 9,287 経営体と 3 年間で 2 割増加。認定農業者の年齢構成は、高齢層の割合が高まっているものの、若年・壮年層が 8 割。
- 集落営農の数は、水田・畑作経営所得安定対策の導入もあって近年は増加しており、2008 年で 13,062。集落営農の規模は地域によってまちまちであるが、平均的には経営耕地 37ha、構成農家 40 戸。
- 農地の権利を取得できる農業生産法人の数は年々増加しており、2008 年は 10,519。若い新規就農者の重要な就職先として期待。



(水田・畑作経営所得安定対策の取組)

- 2008 年産の水田・畑作経営所得安定対策の加入申請状況については、全国で 84,274 経営体から申請があり、07 年産に比べ 16.4% (11,843) 増加。そのうち認定農業者は 78,619 経営体 (対前年比 17.3%増)、集落営農組織は 5,655 経営体 (同 5.0%増)。
- 作付予定面積は、米と大豆で前年より 1 割増加したが、それ以外の品目はほぼ前年並み。
- 08 年産から導入された市町村特認による加入は 10,569 経営体で、加入申請経営体全体の 12.5%。市町村特認の適用数が最も多いのは新潟県で 3,162 経営体であり、北海道や東北などの米どころで多く活用。
- 水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農は東北・九州で規模の大きな組織の割合が高く、東海・中国四国等で規模が小さい組織の割合が高い傾向。

2008 年産加入申請経営体数と品目別作付予定面積

(加入申請経営体数) (単位：経営体)

	経営体数	対前年増減数	増減率
合計	84,274	11,843	16.4%
認定農業者	78,619	11,574	17.3%
うち個人	74,540	11,125	17.5%
うち法人	4,079	449	12.4%
集落営農組織	5,655	269	5.0%
うち特定農業法人	1,768	72	4.2%
うち準ずる組織	3,887	197	5.3%

(品目別作付予定面積) (単位：ha)

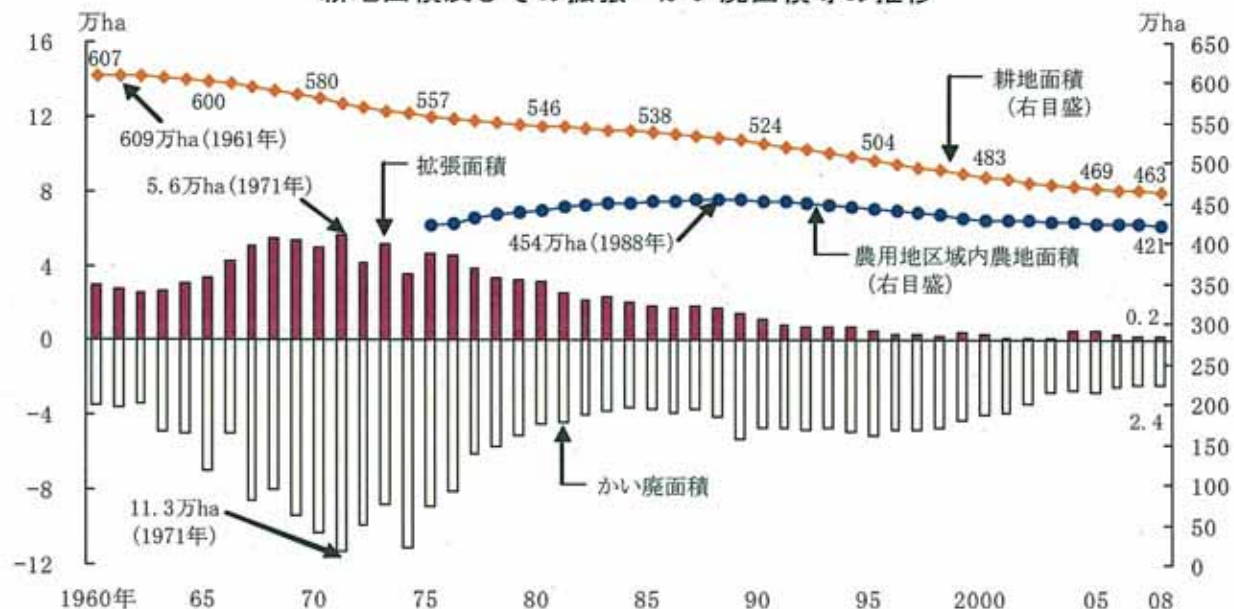
	作付予定面積	対前年増減数	増減率
米	471,902	35,033	8.0%
認定農業者	359,906	29,368	8.9%
集落営農組織	111,996	5,665	5.3%
4 麦	254,953	1,093	0.4%
認定農業者	188,308	1,015	0.5%
集落営農組織	66,645	78	0.1%
大豆	120,054	9,980	9.1%
認定農業者	77,453	7,101	10.1%
集落営農組織	42,601	2,880	7.3%
てん菜	65,585	▲ 441	▲0.7%
でんぶん原料用 ばれいしょ	21,223	▲ 968	▲4.4%

資料：農林水産省調べ

(農地の確保と有効利用の促進)

- 耕地面積は、1961年の609万haをピークに一貫して減少し、2008年の耕地面積は462万8,000ha。耕地のかい廃要因をみると、耕作放棄と宅地等への転換が大部分。
- 全耕地面積のうち担い手が経営する面積の割合は4割。農地価格は、実納小作料と比べて高水準にあり、売買による担い手への農地の集積は進みにくい状況。

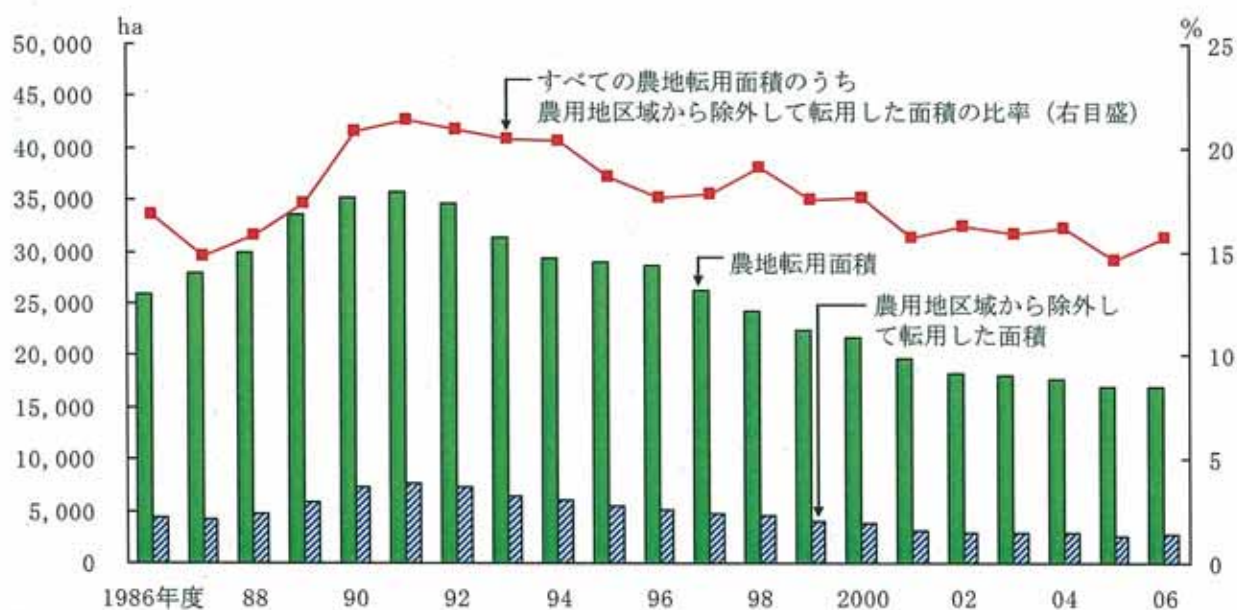
耕地面積及びその拡張・かい廃面積等の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ

- 農地転用面積は、近年減少傾向で推移。そのうち、農業振興地域制度のもとで農業上の利用を図るべき土地として設定された農用地区域から除外して転用した農地の比率は、1990年代の20%程度より下落しているが、15%程度で推移。

農地転用面積及びそのうち農用地区域から除外して転用した面積の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

- 耕作放棄地面積は1985年以降増加し、2005年には38.6万ha（農林業センサス）。耕作放棄地の発生は、農業生産にとって最も重要な資源である農地の確保・有効利用による食料供給力確保に支障。また、多面的機能の低下を招くなど、その発生防止と解消を図ることが喫緊の課題。
- 耕作放棄地の状況にきめ細かく対応していくため、国と地方が一体となって耕作放棄地全体調査を実施。これにより農業利用すべきとされた土地については、関係者の話し合いにより市町村が解消計画を策定。
- 耕作放棄地の解消には多くの課題・困難があるが、取組の重要なポイントは、「多様な主体の参画・協働による合意形成」、「導入作物の検討・販路の確保」、「土地条件の整備」。
- 農業生産の最も基礎的な要素である農地を確保し、有効利用を進めていくため、「農地改革プラン」（2008年12月公表）に沿って、本国会への関連法案の提出を予定。

耕作放棄の発生原因（複数回答、上位2つまで）



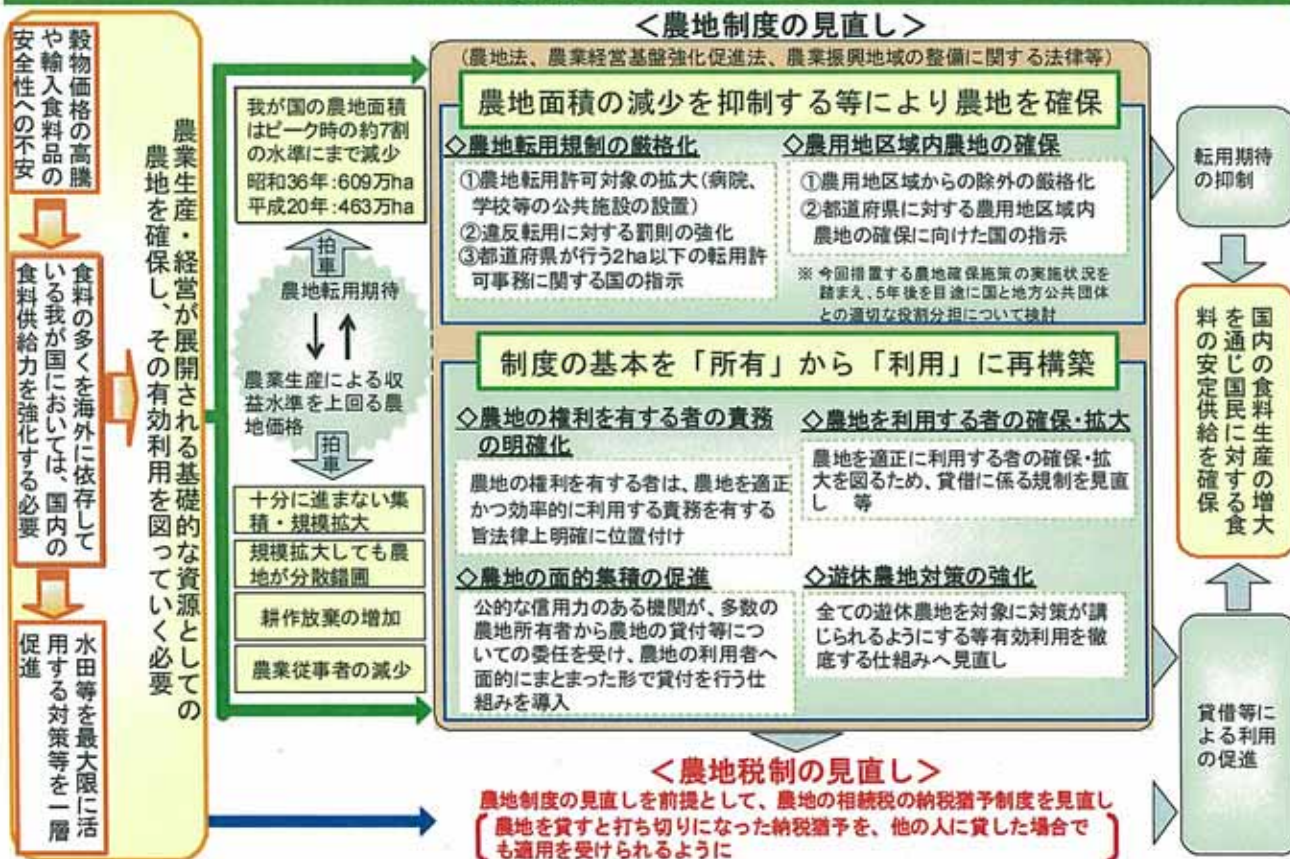
資料：（財）農政調査委員会「農業振興地域・農地制度等の実態把握及び効果分析に関する調査」

注：1）2004年2月に全3,170市町村を対象に調査したもの（回収率67.4%）

2）数値は、回答市町村数の構成比

3）「その他」には、「相続による農地の分散化」（2.9%）、「道路条件が悪く通作が不便である」（2.7%）、「土地の買占め」（0.6%）が含まれる。

農地制度の見直しについて



資料：農林水産省作成

(麦、大豆、野菜・果実等の生産と政策)

○小麦は、2015年の生産努力目標に達しているが、品質面で課題があり、良質な新品種への計画的な転換・品質管理の徹底等が必要。大麦・裸麦は、生産努力目標を達成しておらず、国産ニーズの高まりに対応して生産性向上、新品種の導入等の取組が必要。

○大豆は生産量が不安定であり、安定生産に課題。このため、単収向上や品質向上に向けた基本技術の励行のほか、新技術・新品種の導入等が必要。

麦及び大豆の生産動向



資料：農林水産省「作物統計」、農林水産省「農業経営統計調査（農産物生産費統計）」
注：08年は概数値

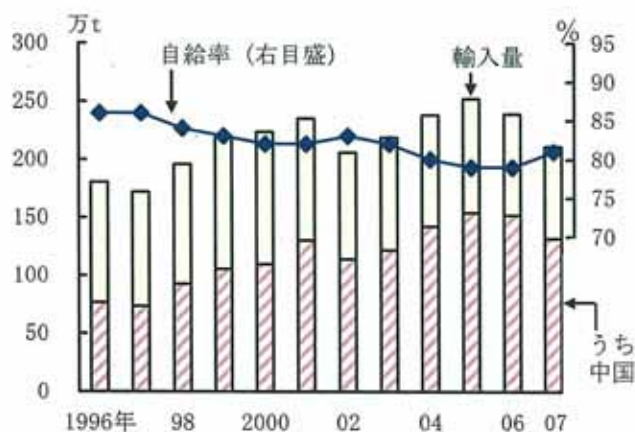


資料：農林水産省「作物統計」、農林水産省「農業経営統計調査（農産物生産費統計）」

○野菜の輸入量は2005年をピークに低下傾向。2008年（1～11月）の中国産の輸入量は前年同期比2割減。増加する加工・業務用需要に対応して、自ら国産農産物を購入して実需者に安定供給する「中間事業者」の育成等、安定供給システムの確立を推進。

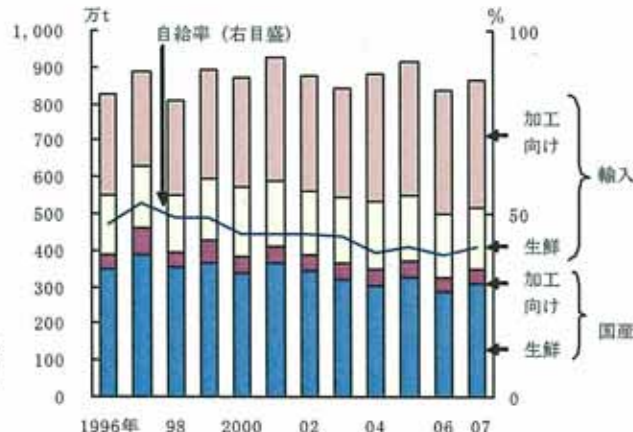
○果実は、担い手の減少、高齢化等により生産量は減少傾向。一方、高品質な果実の輸出は近年大幅に増加。担い手の経営安定、産地の競争力強化に向けて果樹経営支援対策・果実需給安定対策を実施。

野菜の輸入量及び自給率の推移



資料：財務省「貿易統計」、農林水産省「食料需給表」
注：1) 自給率は重量ベースで、年度の数値
2) 輸入量は、加工品を含む数値

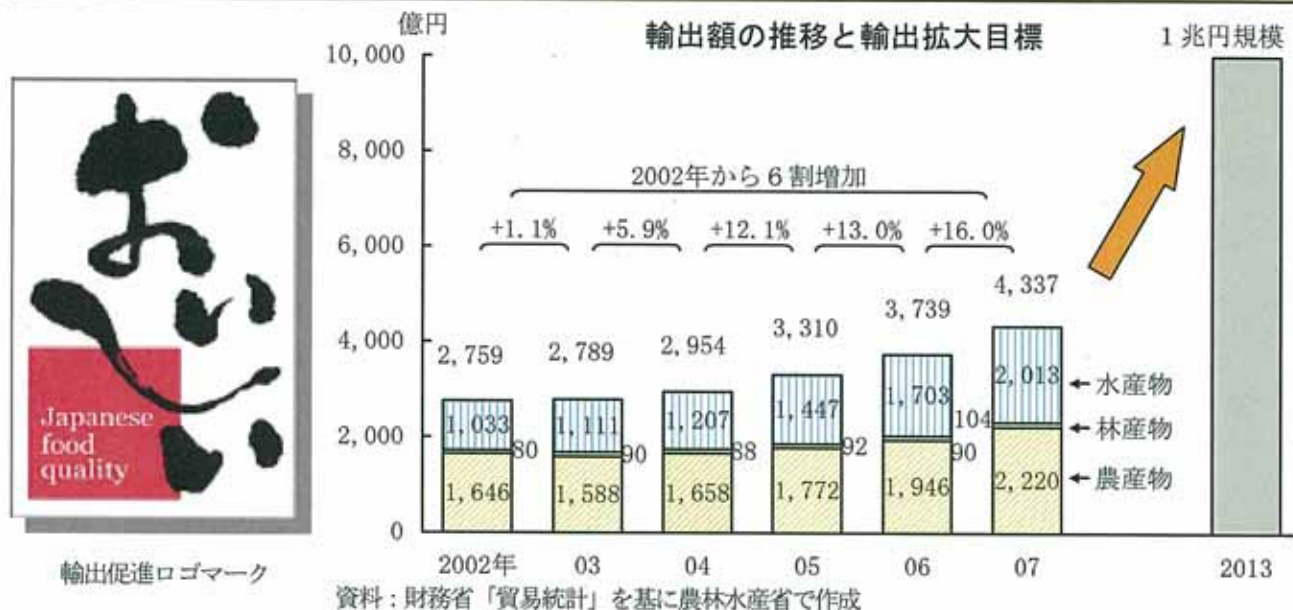
果実の国内生産量、輸入量及び自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、農林水産省調べ
注：1) 自給率は重量ベースで、年度の数値
2) 輸入量は、生鮮換算した数値

(4) 農業の高付加価値化等に向けた取組 (農林水産物・食品の輸出促進の取組)

- 農林水産物・食品の輸出は増加傾向にあり、2007年の輸出額は前年より16%増加して4,337億円。輸出先は米国、アジアが中心であり、りんご、牛肉等の輸出が伸びている。
- 一方、2008年(1～11月累計)は、農産物・林産物の輸出は伸びている一方、水産物の輸出が減少していることにより、前年同期比1.9%増の3,946億円。
- 2008年6月、さらなる輸出の拡大に向けて、商標問題への対応の具体化、重点個別品目の追加等を行うために「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」を改訂。

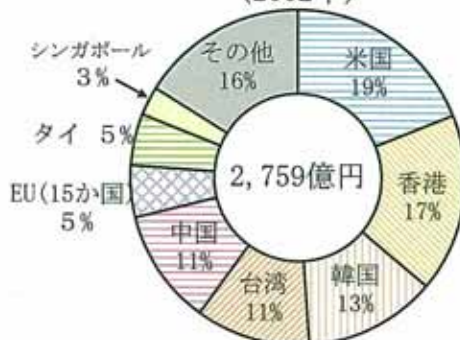


輸出が大きく増加している農産物の例

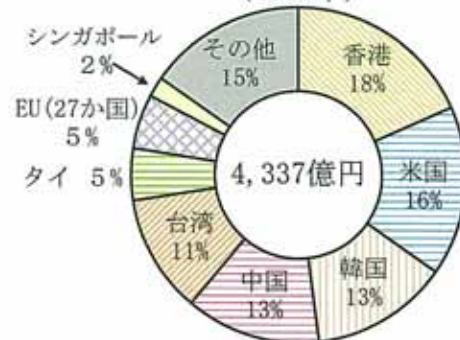
品目	2007年輸出額	対前年比	対2002年比	備考
米 (援助米を除く)	5億円	124%	244%	寿司などの日本食ブームを受けて、台湾、香港、米国等で人気
りんご	80億円	140%	301%	台湾で、大玉のりんごが贈答品として人気
牛肉	20億円	312%	1547%	米国、香港向け輸出が本格化
清涼飲料水	81億円	120%	178%	アラブ首長国連邦をはじめとして日本特有の商品の需要が堅調
菓子	115億円	115%	175%	経済成長に伴うアジア諸国の購買力の増加により輸出が増加

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

輸出先国の分布 (2002年)



(2007年)

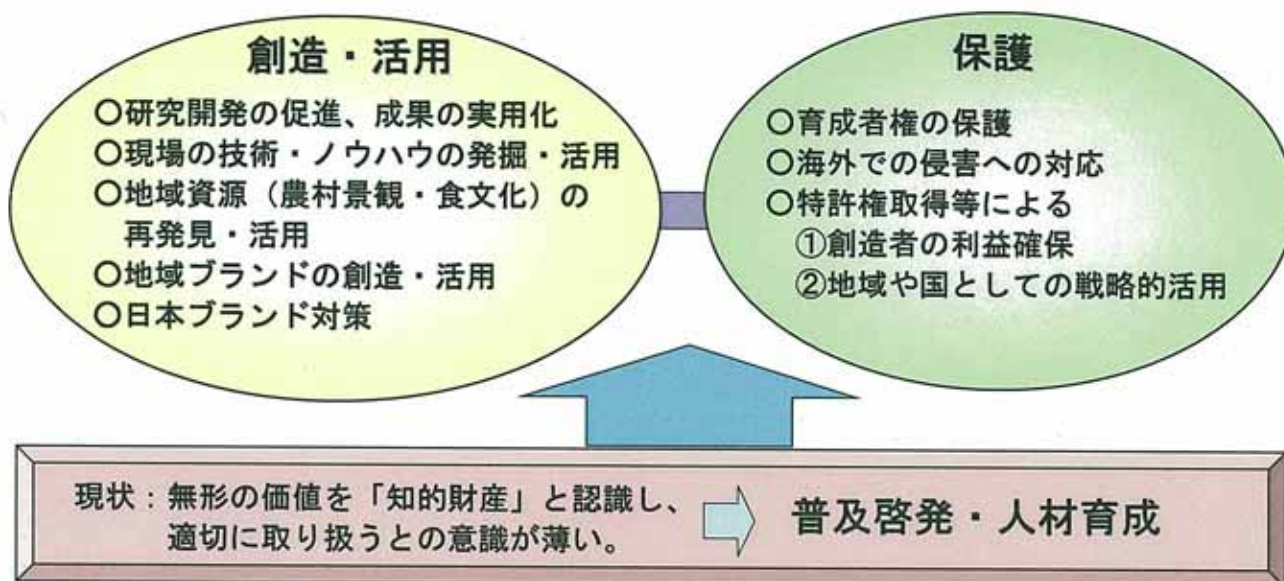


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

(知的財産の戦略的な創造・保護・活用の取組)

- 2007年に策定された「農林水産省知的財産戦略」に基づき、研究開発を活用した新需要・新産業創出、身近な景観や食文化等地域資源の再発見・活用等を推進。地域ブランドについては「食と農林水産業の地域ブランド協議会」を設立するなど発掘・創造を支援。
- 知的財産の保護については「東アジア植物品種保護フォーラム」が設置されるなど、権利侵害への対応を強化。
- また、農林水産業者・研究者・普及指導員等への意識啓発、知識の普及を推進。

農林水産省知的財産戦略のポイント

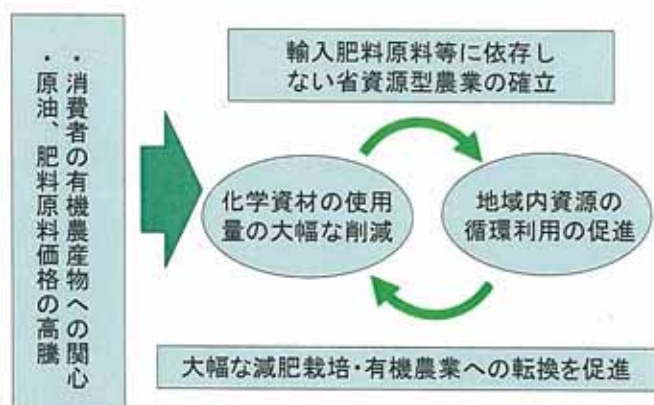


資料：農林水産省作成

(研究・技術開発の推進状況)

- 食料・環境・エネルギー問題に対応し、食料供給力と食の安全を支え、地球環境問題に応える研究・技術開発を加速化。
- 特に、米粉のパン、めん類への利用技術の開発を推進するとともに、収量を低下させずにリン投入量を削減する生産技術や保温効果の高い空気膜フィルム等施設園芸における新素材の開発等、省資源・省エネ型農業の確立に向けた技術開発を推進。
- また、農業の新たな可能性の開拓に向けて、ゲノム情報を活用した画期的な作物の開発等を推進。

省資源型農業確立のための研究開発



資料：農林水産省作成

食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する画期的な作物の開発



資料：農林水産省作成

(5) 資源・環境対策の推進

○京都議定書の約束の確実な達成に向け、2008年7月に「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を改定。①低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献、②農林水産分野における省CO₂効果の表示の推進、③農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用を地球温暖化防止策に追加し、戦略を強化。

農林水産省地球温暖化対策総合戦略の概要

地球温暖化防止策

- ①削減目標値の達成に向け施策を加速化
 - 森林吸収源対策
 - バイオマス資源の循環利用
 - 食品産業等の環境自主行動計画
- ②新たな削減目標値の設定と達成に向けた施策を推進
 - 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
(2010年度までに年間約17万4千CO₂t削減)
 - 環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減
(2010年度までに年間約18万1千CO₂t削減)
 - 漁船の省エネルギー対策
(2010年度までに年間約4万7千CO₂t削減)
- ③その他の排出削減の取組を推進
 - 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用
- ④各温暖化防止策を推進する体制の構築
 - 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献
 - 農林水産分野における省CO₂効果の表示の推進

地球温暖化適応策

- ①地球温暖化適応策の推進
 - 既存技術の生産現場への普及・指導
 - 新たな技術の導入実証
 - 影響評価に基づく適応策の推進
- ②技術開発等の推進
 - 生産安定技術の開発(高温耐性品種の育成等)
 - 農林水産業への影響に関する予測研究
 - 影響予測に基づく適応技術の開発

農林水産分野の国際協力

- ①違法伐採対策等の持続可能な森林経営の推進
 - 違法伐採問題の解決に向けた取組
 - 途上国における持続可能な森林経営の推進に向けた支援
 - 国際ルールづくりへの積極的な参加・貢献
- ②我が国の人材・技術を活用した協力
 - 地球温暖化問題の解決に向けた国際研究機関との共同研究の推進

農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進し、地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業を実現

資料：農林水産省作成

- 低炭素社会の実現に向けて、化石資源への依存を減らすことが重要であり、施策横断的に地域全体で温室効果ガス吸収・削減の取組を推進。
- 省エネルギー型の生産技術体系への転換や肥料の使用の低減等省CO₂効果の高い取組により生産された農水産物を、消費者の選択に資するよう表示のあり方を検討するなど、農林水産分野における省CO₂効果の表示を推進。
- 我が国の農地土壌における温室効果ガスの排出削減・吸収増加について、農地土壌への炭素貯留に効果の高い土壌管理や水田の水管理等の営農体系を確立するとともに、より一層科学的知見を集めつつ国際交渉に積極的に参画。

省CO₂効果の表示

生産者の努力



環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減

木質ペレットボイラーの導入など、木質バイオマス燃料の利用

農林水産業の現場の
努力を表示

消費者の選択



食材を選んで地球温暖化防止
CO₂排出量を削減して生じた食材で



CO₂排出削減効果
30%以上

表示のイメージ

CO₂排出量
80g

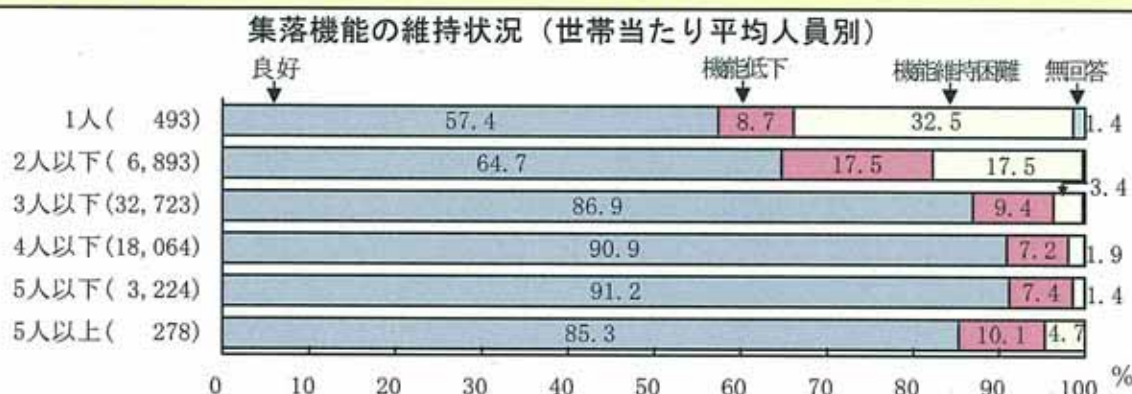
資料：農林水産省作成

3 農村地域の活性化と共生・対流の促進

(1) 農村地域の現状

(農村と農業集落の現状)

- 我が国の人口は、今後長期にわたって減少。特に地方圏では人口が大きく減少し、2035年には現在の人口の8割程度となると推計。
- 農業集落は、農業生産にとどまらず地域の様々な役割を担っており、現在、全国には13万9千の集落が存在し(2005年)、そのうち農業集落としての機能を維持しているのは11万900集落(全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く)。
- 過疎地域等においては、世帯数が9戸以下の集落の5割、高齢者割合が50%以上の集落の4割で、集落機能が低下もしくは集落機能の維持が困難。世帯当たり平均人員が2人以下になると、集落機能の低下もしくは維持困難とする割合が増加。



資料：国土交通省「維持・存続が危ぶまれる集落の新たな地域運営と資源活用に関する方策検討調査」(2008年3月公表)

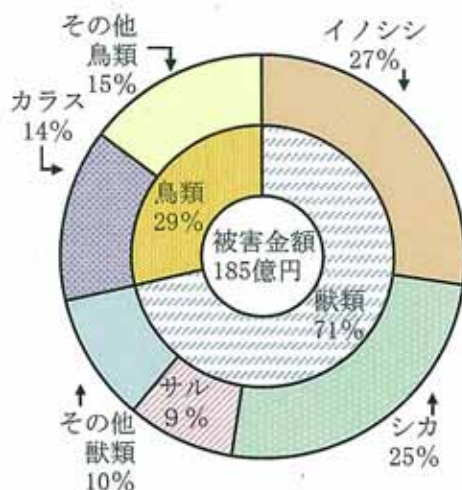
注：1) 1999年度時点の過疎市町村及び2006年度時点の過疎市町村775を対象としたアンケート調査(回答率100%)

2) ()内は集落数

(鳥獣被害の現状と対策)

- 近年、農山漁村の過疎化、高齢化や狩猟者の減少、高齢化等により、鳥獣による農林水産業への被害は全国的に深刻化・広域化。農作物被害金額は200億円前後で推移しており、その7割が獣類、3割が鳥類によるもの。
- 「鳥獣被害防止特措法」(2008年2月施行)に基づき、市町村が主体的に被害対策に取り組むことが可能となり、被害防止計画を定めた市町村による個体数調整や被害の防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援。

野生鳥獣による農作物被害状況(2007年度)



資料：農林水産省調べ

具体的な被害防止施策等の例

捕獲対策

- 市町村職員、農林漁業団体職員、狩猟者、農林漁業者等による鳥獣被害対策実施隊を設置し、わな免許等狩猟免許の取得を促進するなど、新たな被害対策の担い手を育成
- 安全で効果的な箱わなの導入
- 捕獲鳥獣の処理加工施設の整備等、肉等地域資源としての活用の促進

捕獲以外の被害防止施策等

- 広域地域が一体となった防護柵の設置
- 鳥獣の隠れ場所となるやぶ等の刈払いによる緩衝帯の設置(刈払い後の牛等の放牧や食害されにくい作物の導入等)
- 犬等を活用した追払いの実施
- 鳥獣の餌となる生ごみや農作物の収穫残さ等の適正な管理
- 地域における技術指導者の育成や地域住民等に対する知識の普及
- 生息環境の整備や保全に資するため、地域の特性に応じた間伐の推進、広葉樹林の育成等

資料：農林水産省作成